

蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて

1 答申概要

本市では、令和2年度から3回に渡り段階的に税率改正を行ってきたところである。しかしながら、今後も高齢化の進展による医療費の増加、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少などにより、本市国民健康保険財政はさらに厳しい状況になることが見込まれる。

このような状況の中、蕨市国民健康保険運営協議会では、令和7年10月23日、市長より「蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて」の諮問を受け、税率の見直しに関する審議を行い、「保険税率の見直しは必要であると判断されるが、子ども・子育て支援金の徴収開始による新たな負担が生じることを踏まえ、被保険者の負担が急激に増加することのないよう一定の見直しにとどめ、国民健康保険税率を改めることが適当である。」との結論に至り、下記の「2、改正内容」のとおり税率を答申するものである。

2 改正内容

		税率		増減
		現行	改正後	
基礎分	所得割	6.4%	6.8%	0.4%
	資産割	10%	廃止	-10%
	均等割	33,000円	41,100円	8,100円
	平等割	3,000円	廃止	-3,000円
支援分	所得割	2.2%	2.5%	0.3%
	均等割	14,000円	15,600円	1,600円
介護分	所得割	2.2%	2.3%	0.1%
	均等割	12,000円	13,200円	1,200円
		応能割	0.8%	
		応益割	7,900円	